

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 8 月29日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第81号

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則

佐賀県行政組織規則（平成16年佐賀県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
別表（第17条関係）		別表（第17条関係）	
所管する本部	現地機関の名称	所管する本部	現地機関の名称
略		略	
農林水産商工本部	略 国際交流プラザ 農業技術防除センター <u>地域農業改良普及センター</u> 上場営農センター 略	農林水産商工本部	略 国際交流プラザ <u>農林事務所</u> 農業技術防除センター 上場営農センター 略
県土づくり本部	<u>農林事務所</u> 土木事務所 略	県土づくり本部	土木事務所 略
略		略	

附 則

この規則は、平成26年 9 月 1 日から施行する。